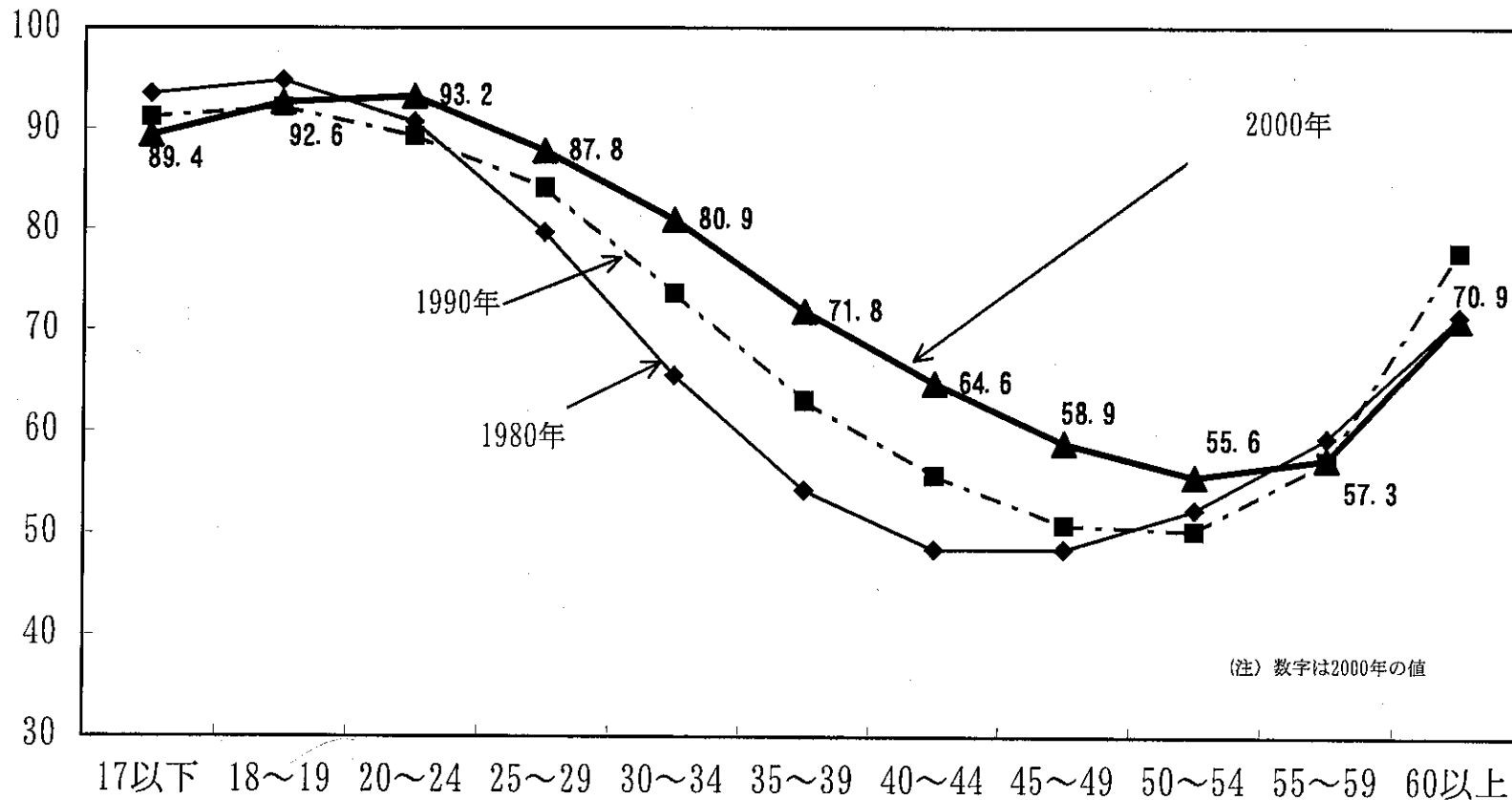


(男性=100) (図表7) 縮小傾向にあるフルタイム就業者の男女間賃金格差



(注) 数字は2000年の値

(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告」により作成。  
 2. 一般労働者時間当たり賃金の、男性を100とした場合の女性の値。  
 3. 「時間当たり賃金」は、所定内給与額を所定内労働時間で除して求めた。

(出典) 平成13年度国民生活白書

(図表8) 性別—一般労働者とパートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の推移

年	女 性		男 性		女性パートタイマーの格差		
	一般労働者(円)	パートタイム労働者(円)	一般労働者(円)	パートタイム労働者(円)	対女性一般労働者 (女性一般=100)	対男性一般労働者 (男性一般=100)	対男性パートタイム労働者 (男性パート=100)
平成元年	934	662	1542	855	70.9	42.9	77.4
2年	989	712	1632	944	72.0	43.6	75.4
3年	1072	770	1756	1023	71.8	43.8	75.3
4年	1127	809	1812	1053	71.8	44.6	76.8
5年	1187	832	1904	1046	70.1	43.7	79.5
6年	1201	848	1915	1037	70.6	44.3	81.8
7年	1213	854	1919	1061	70.4	44.5	80.5
8年	1255	870	1976	1071	69.3	44.0	81.2
9年	1281	871	2006	1037	68.0	43.4	84.0
10年	1295	886	2002	1040	68.4	44.3	85.2
11年	1318	887	2016	1025	67.3	44.0	86.5
12年	1329	889	2005	1026	66.9	44.3	86.6
13年	1340	890	2052	1029	66.4	43.4	86.5

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 一般労働者とパートタイム労働者では、勤続年数、職種等に違いがあるので、単純には比較できない。

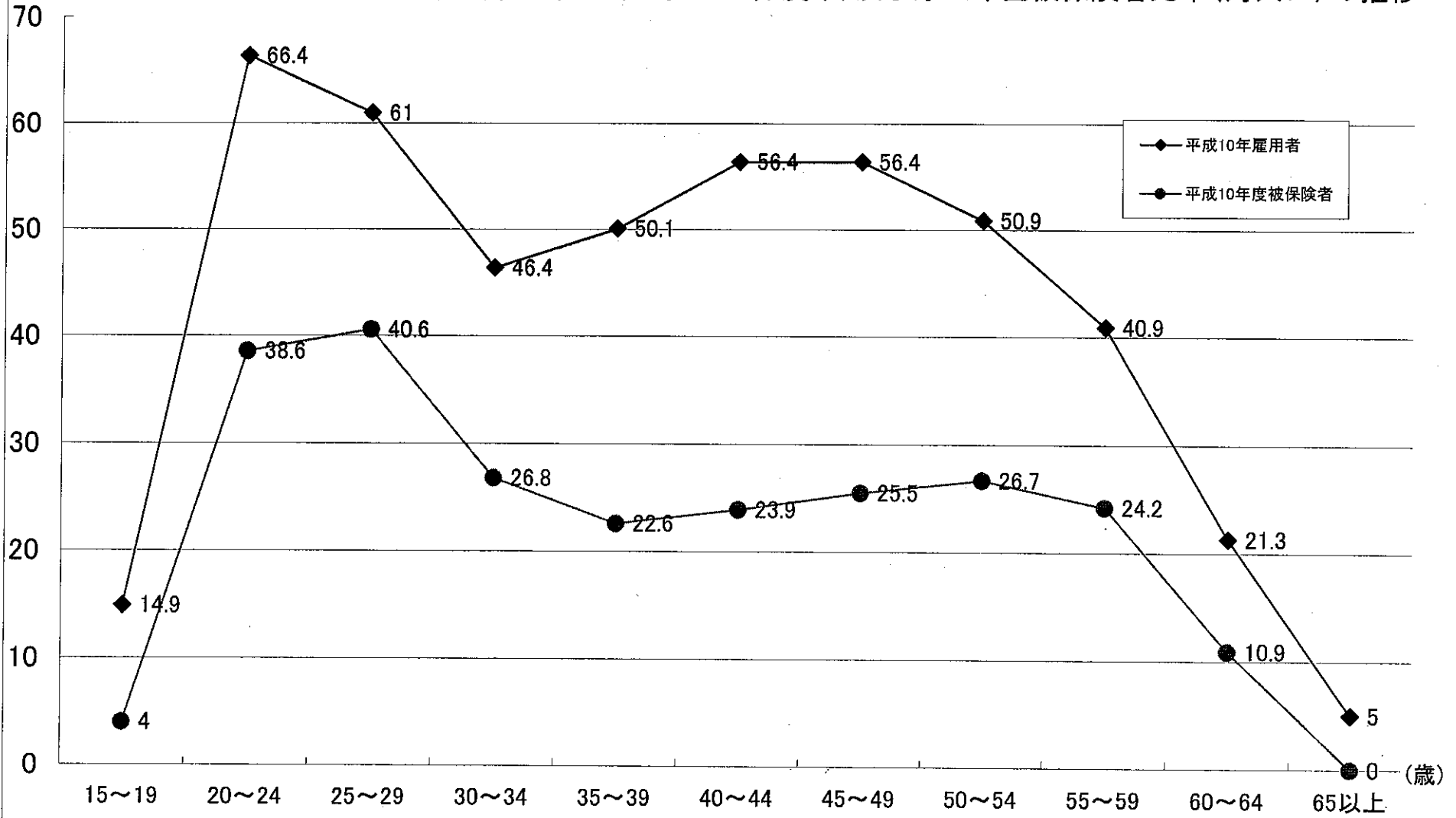
(注) 一般労働者の一時間あたり所定内給与額は、それぞれ該当する一般労働者の所定内給与額と所定内実労働時間数から次式により試算した。

「一般労働者の一時間あたり所定内給与額＝所定内給与額÷所定内実労働時間数」

パートタイム労働者の一時間あたり所定内給与額については、統計表上の数字を用いた。

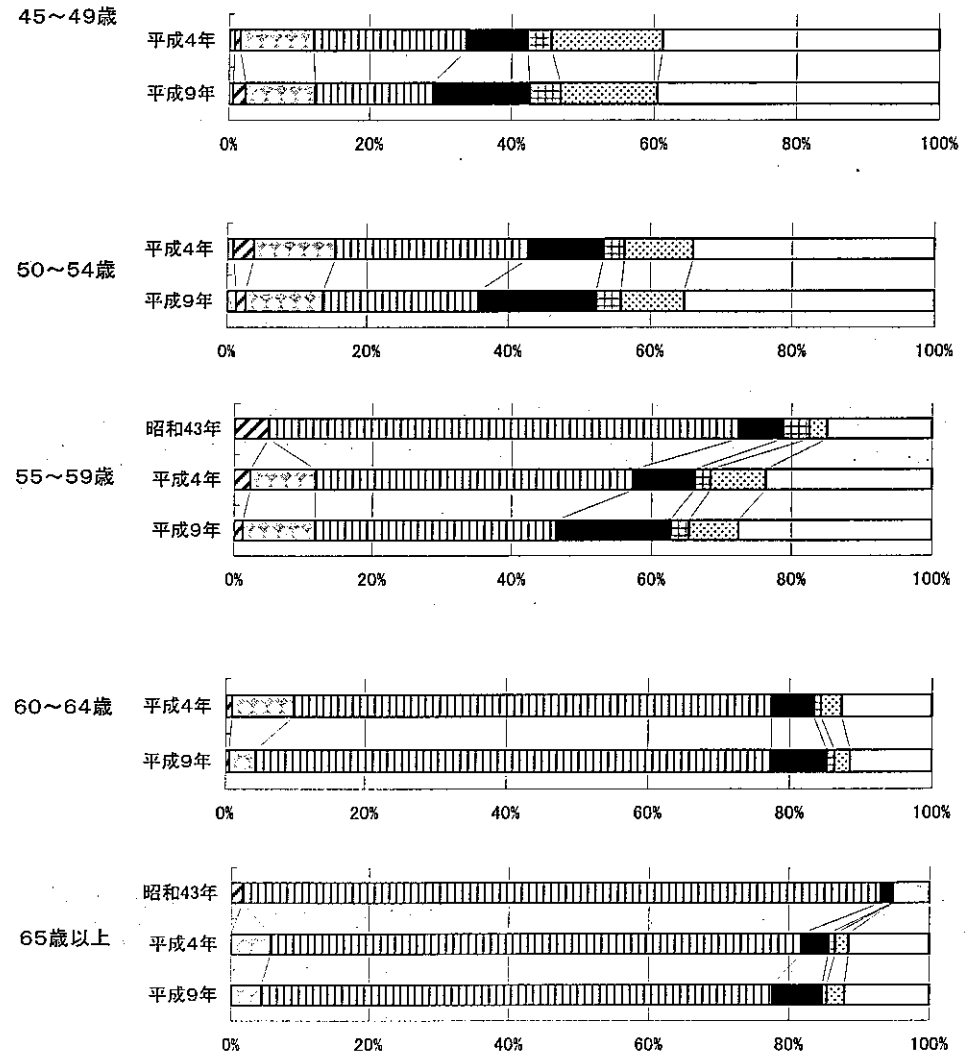
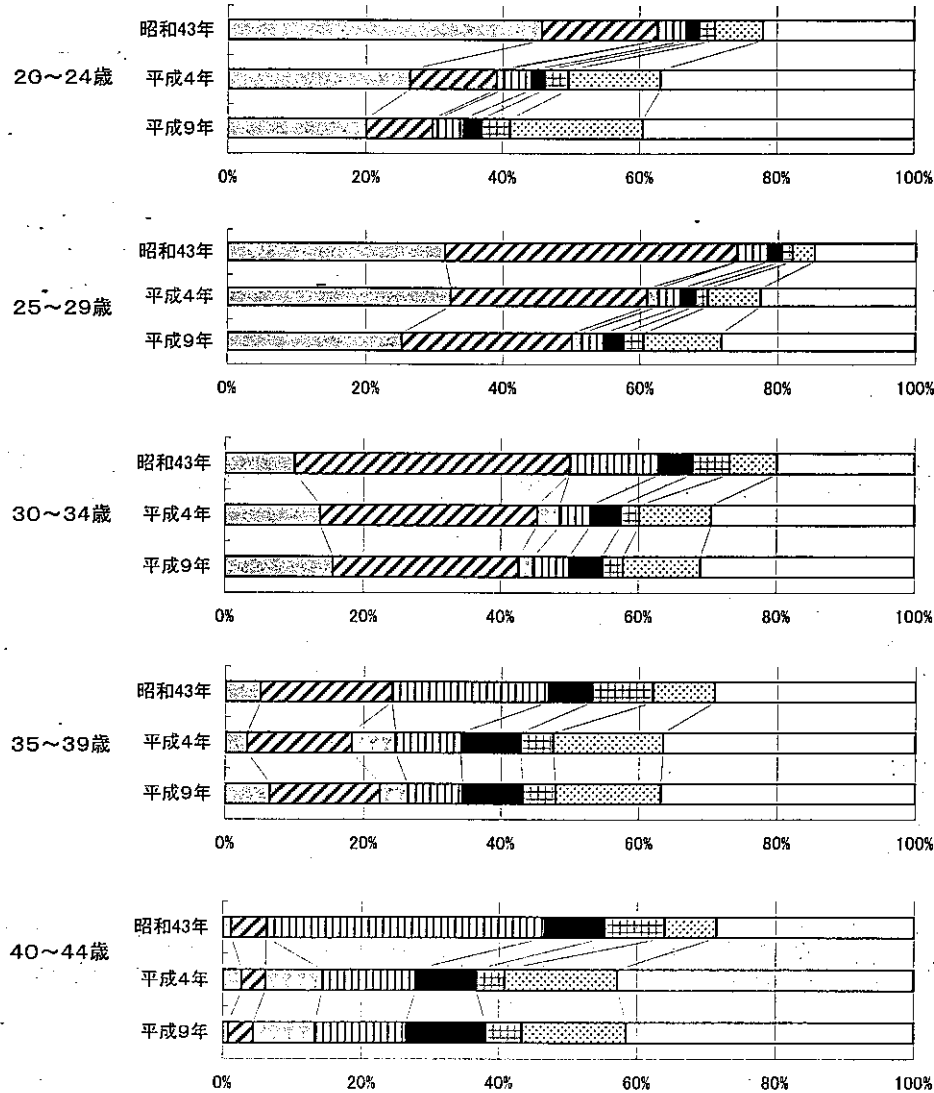
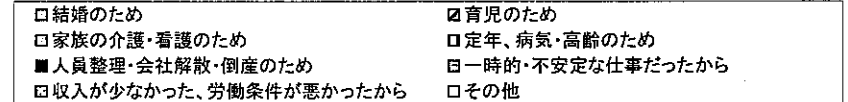
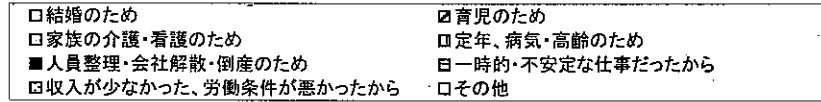
18

(%) (図表9) 女性の年齢階級別雇用者比率(対人口・非農業)及び厚生年金被保険者比率(対人口)の推移

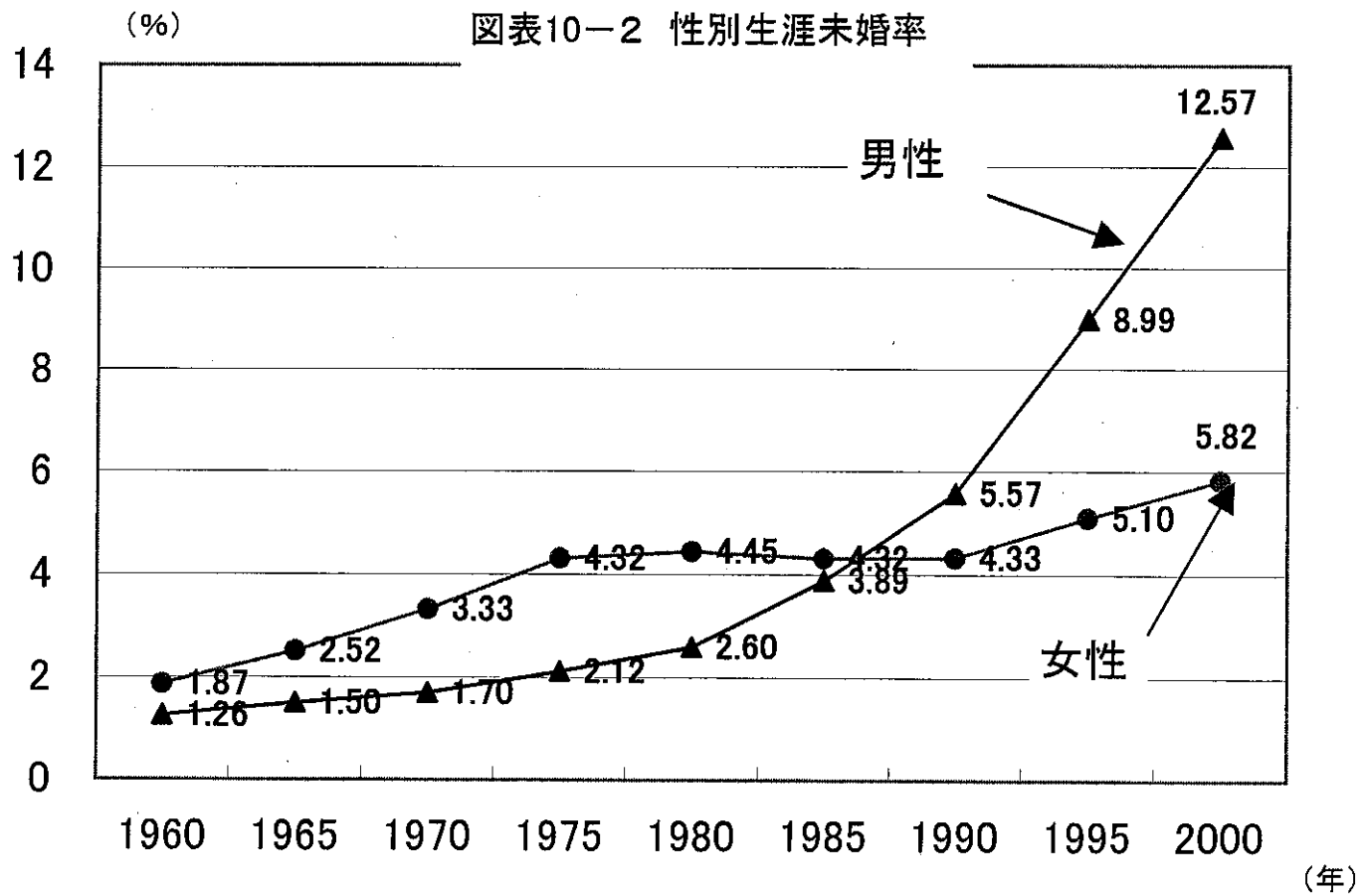


総務庁統計局「労働力調査」、社会保険庁「事業年報」より推計

(図表10-1) 女性離職者が前職を辞めた理由



注) 1. 出典:「平成9年就業構造基本調査」(総務庁統計局)  
 2. 「離職者」とは、1年前には仕事をしていたが、その仕事を辞めて、現在は仕事をしていない者。  
 3. 昭和43年の調査では、「40~54歳」と「55~64」の分類がないため、それぞれ「40~44歳」、「55~59歳」のところに表示している。また、「前職を辞めた理由」の職種は平成4年、9年に比べて少ない。



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集 2001/2002

生涯未婚率は、45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率を示す。

図表10-3

結婚持続期間別、平均出生児童数、夫婦割合

結婚持続期間	総数(標本数)	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
0~4年	100.0(1,273)	42.6%	44.7	12.1	0.6	-	-
5~9年	100.0(1,276)	10.3	21.0	53.6	13.9	1.2	-
10~14年	100.0(1,287)	5.5	11.6	54.2	25.2	3.3	0.3
15~19年	100.0(1,334)	3.7	9.8	53.6	27.9	4.6	0.4
20~24年	100.0(1,419)	2.3	8.1	57.0	28.9	3.4	0.4
25年以上	100.0( 559)	1.3	12.2	58.3	24.0	3.9	0.4

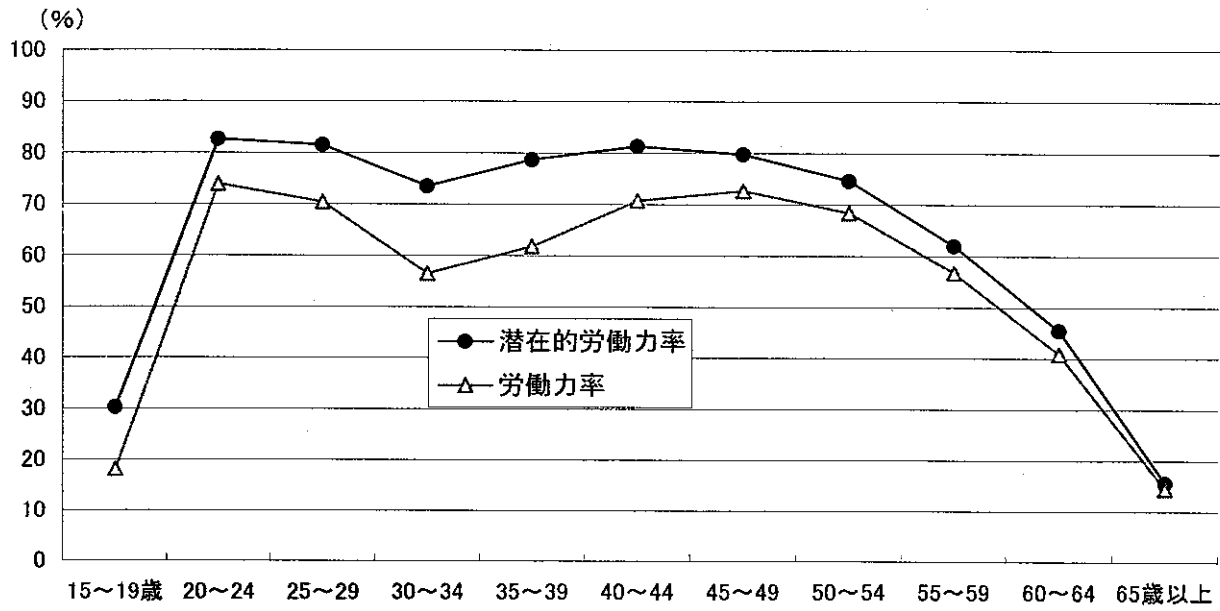
調査別にみた結婚持続期間別、出生こども数0人の夫婦割合

結婚持続期間	第8回 (1982年)	第9回 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)
0~4年	38.9%	32.5	38.9	42.6
5~9年	4.3	4.8	8.6	10.3
10~14年	2.5	3.3	4.8	5.5
15~19年	3.2	2.8	3.1	3.7
20~24年	2.2	2.1	2.8	2.3
25年以上	3.8	2.2	1.9	1.3

(出典)国立社会保障・人口問題研究所

第11回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査

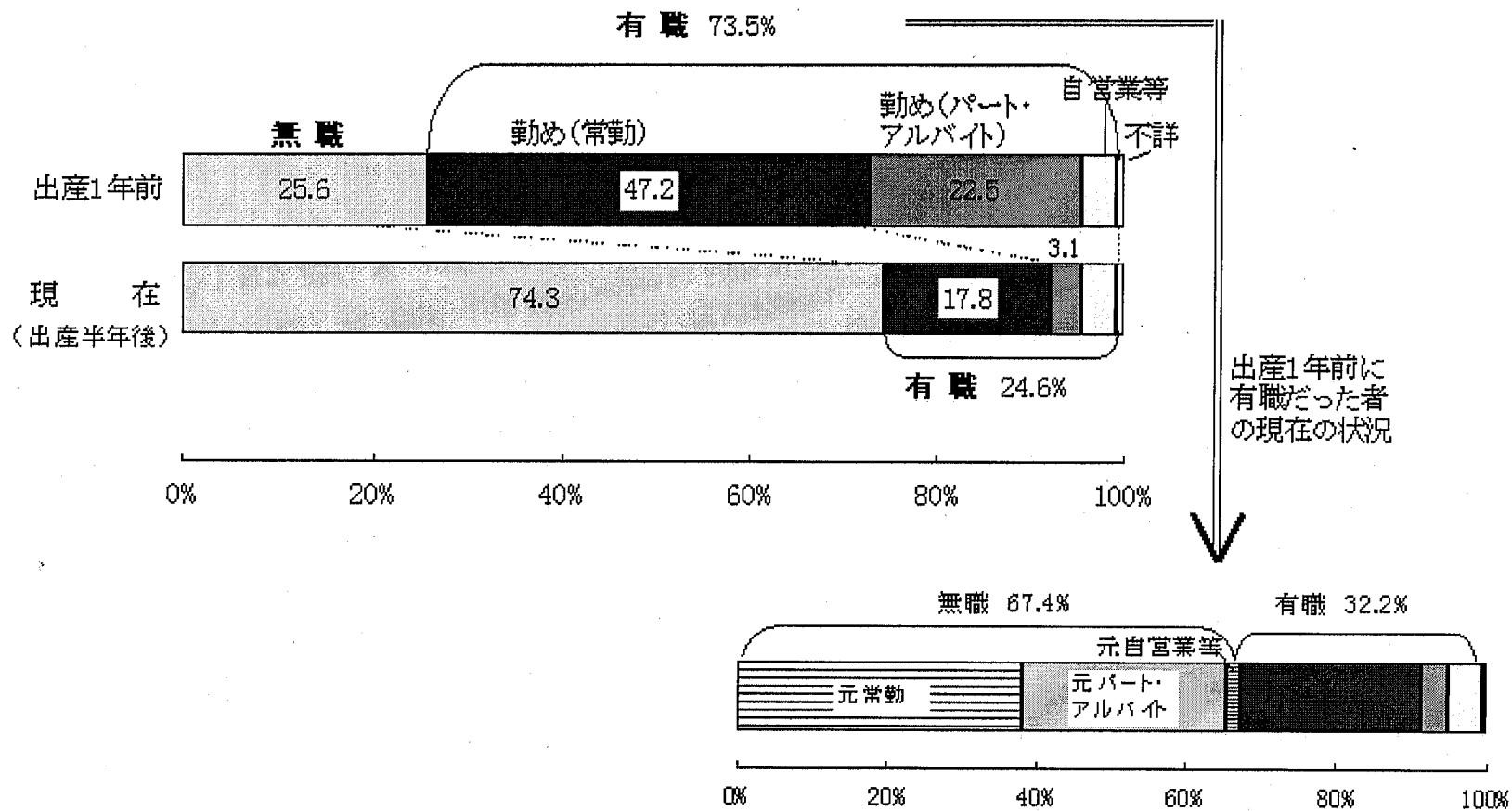
図表10-4 女性の年齢階級別潜在的労働力率



(出所) 総務省「労働力調査特別調査」(平成13年8月)

(注) 年齢階級別潜在労働力率 = (労働力人口(年齢階級別) + 非労働力人口のうち就業希望者(年齢階級別)) / 15歳以上人口(年齢階級別)

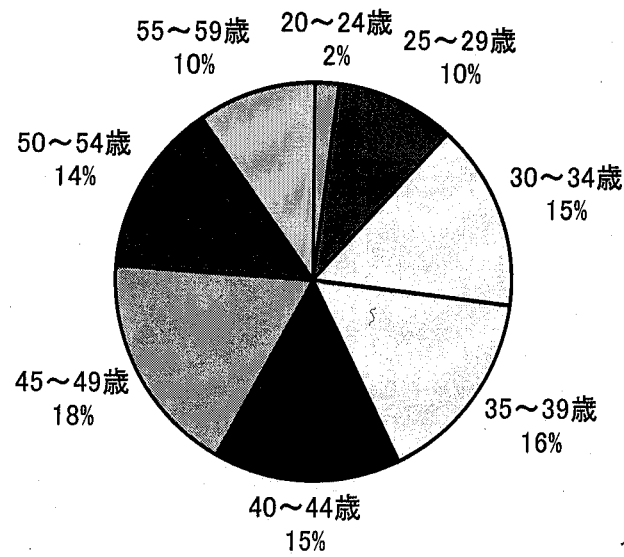
図表11 きょうだい数一人(本人のみ)の母の就業状況



(出典)  
厚生労働省 第1回21世紀出生児縦断調査



(図表12) 第3号被保険者の構成



(千人)

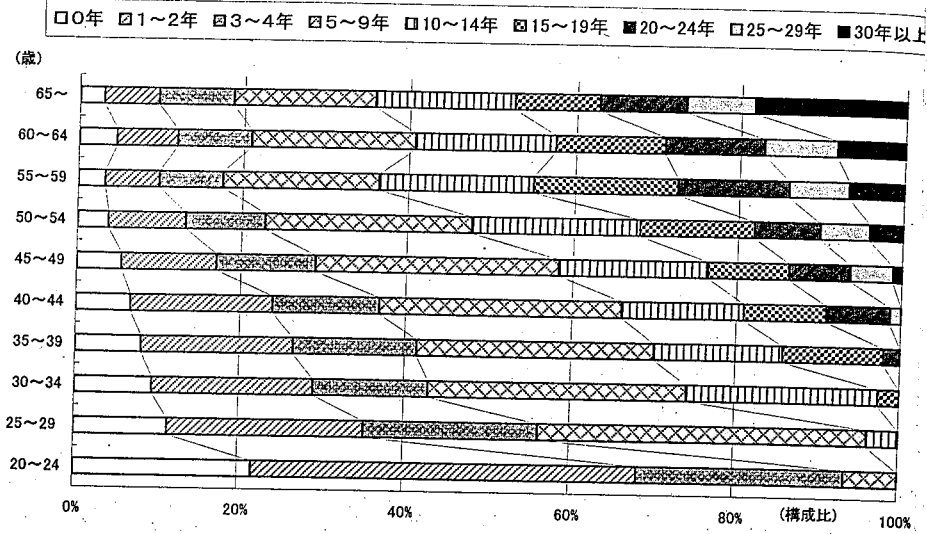
20~24歳	227
25~29歳	1171
30~34歳	1816
35~39歳	1900
40~44歳	1828
45~49歳	2151
50~54歳	1709
55~59歳	1147

出所:社会保険庁 平成9年度事業年報

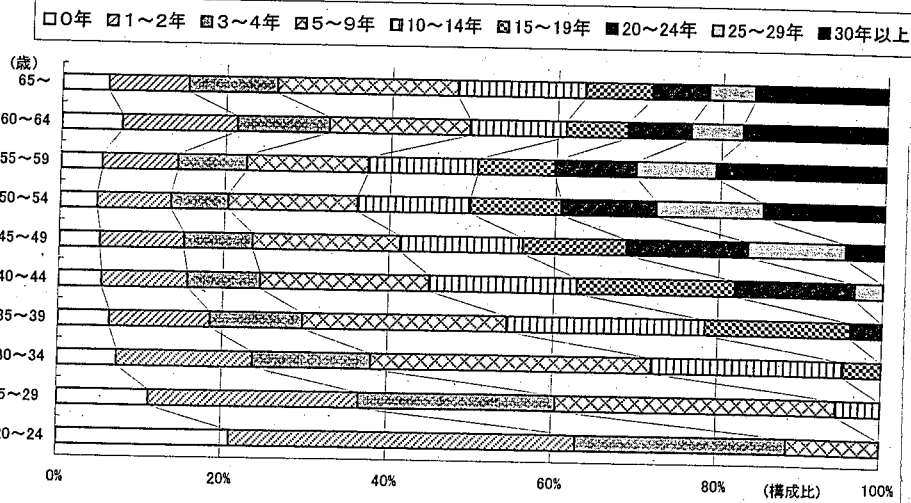
25

(図表13) 年齢階級別にみた勤続年数  
(企業規模: 常用労働者 10~99人)

女性



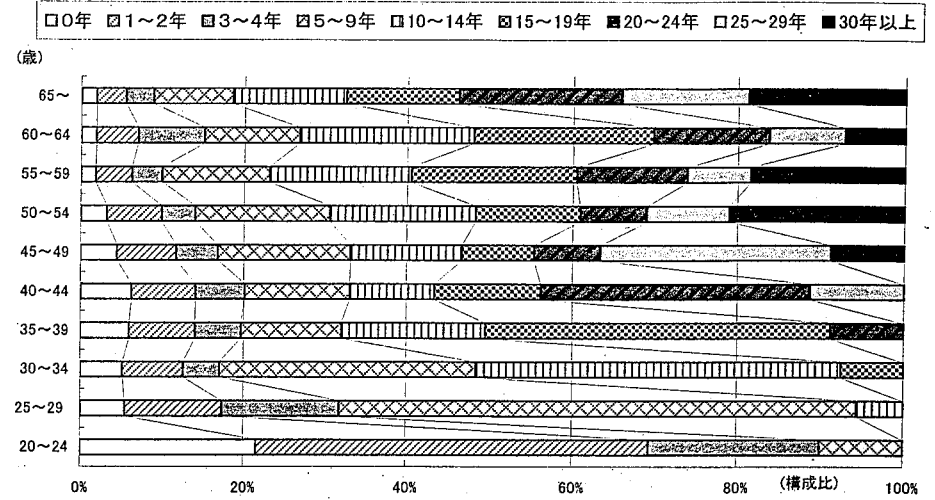
男性



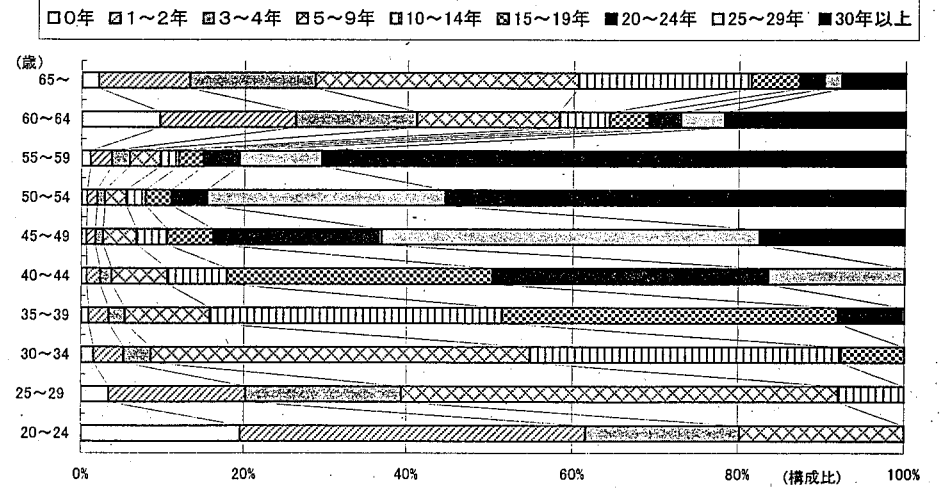
(出典)「平成11年賃金構造基本統計調査報告」(労働省)

(図表13) 年齢階級別にみた勤続年数  
(企業規模: 常用労働者1,000人以上)

女性



男性



(出典)「平成11年賃金構造基本統計調査報告」(労働省)

26

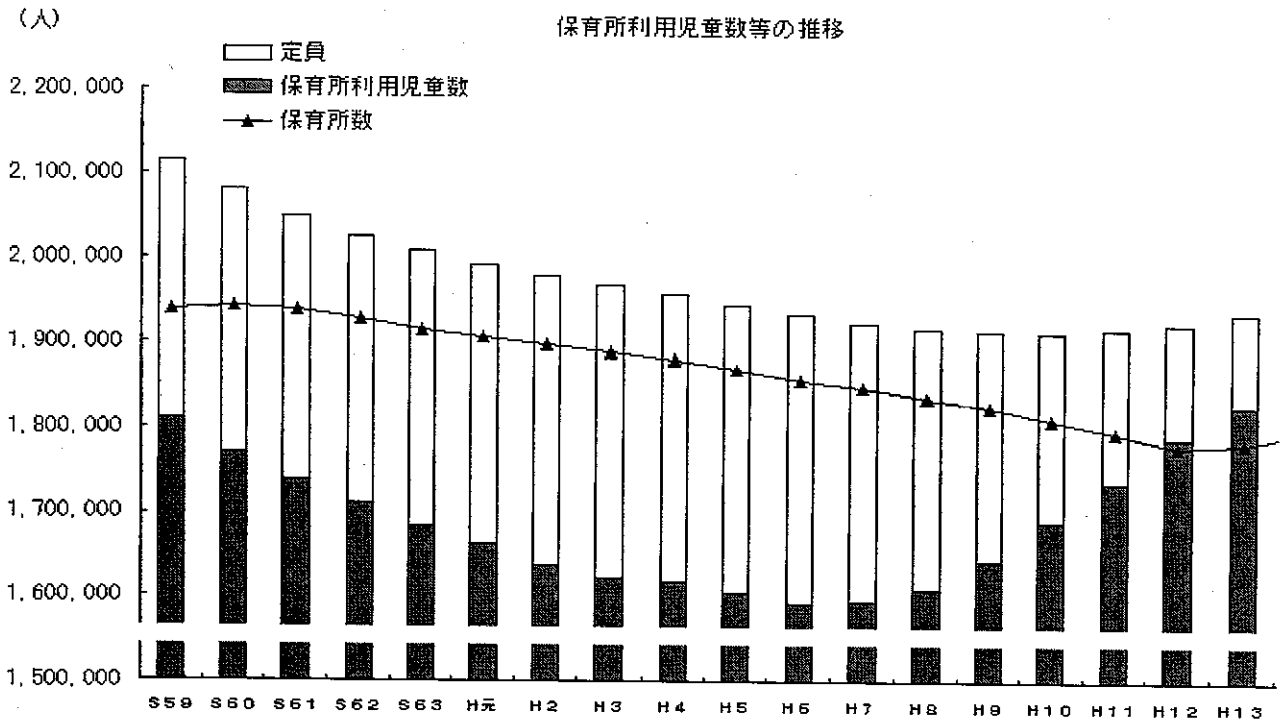
(図表14-1) 育児休業取得者割合

	育児休業取得者の男女比			出産者に占める育児休業者の割合	配偶者が出産したものに占める育児休業者の割合
	計	女性	男性		
総数	100	97.6	2.4	57.9	0.55

資料出所:厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成11年度)

注)30人以上規模の事業所の、H10. 4. 1~H11. 3. 31までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む。)に占める、H11. 10. 1までの間に育児休業を開始した者の割合である。

図表14-2 保育所の状況



保育所待機児童数の状況

保育所待機児童数

	14年4月1日(A)	13年4月1日(B)	差引(A-B)
待機児童数	25,447人	21,201人	4,246人

平成14年度より待機児童ゼロ作戦スタート。

※ 保育所等において平成14年度中に5万人、さらに平成16年度までに10万人、計15万人の受入児童数の増大を図る。

都市部とそれ以外の地域の待機児童数

	利用児童数(%)	待機児童数(%)
5都府県・指定都市・中核市	789,236人(42.0%)	19,709人(77.5%)
その他の道府県	1,090,113(58.0%)	5,738(22.5%)
全国計	1,879,349(100.0%)	25,447(100.0%)

(データ出典)

保育所施設数  
 保育所定員  
 保育所利用児童数

} 福祉行政報告例(厚生労働省統計情報部(13年度以前分・月報  
 確定数、14年度分・月報(概数)(各年度4月1日現在))

待機児童数 : 保育所入所待機児童数調査(厚生労働省保育課調べ)

就学前児童数 : 人口推計月報(総務省統計局(各年10月1日現在))

(図表15-1) パートタイマーで働く理由

(女性)

	1990年度(注1)		1995年度(注1)		2001年度(注1)		1994年度(注2)	1999年度(注2)	
	「A/パート」	「B/パート」	「パート」	「その他」	「パート」	「その他」	パートタイマー	「短時間のパートタイマー」	「その他のパートタイマー」
「自分の都合のよい時間に働けるから」	64.8	32.9	55.8	23.0	50.9	21.0	49.8	42.5	24.8
「勤務時間・日数を短くしたいから」	34.3	15.1	27.9	10.5	34.2	12.2	22.2	39.6	13.0
「正社員として働ける会社がないから」	13.8	33.1	14.3	33.0	20.8	37.6	11.9	9.0	17.2
家計の補助、学費等を得るため /家計の足しにするため	64.7	59.5	60.1	45.4	59.6	41.5	52.4	46.3	39.2
生活を維持するため	29.7	52.2	30.2	46.8	42.6	61.6	-	-	-
家庭や他の活動と両立しやすいから	-	-	-	-	-	-	-	39.8	23.3
余暇時間を利用するため	36.1	17.0	27.2	13.4	22.6	10.8	-	-	-
生きがい・社会参加のため	26.0	25.0	22.6	26.6	25.0	23.0	10.6	-	-
子どもに手がかかからなくなったから	33.4	23.9	27.6	15.4	22.2	10.9	-	-	-
家事・育児の都合で正社員として働けないから	24.1	12.2	19.8	8.9	18.3	9.0	-	-	-
仕事の内容に興味をもてたから	16.6	21.9	18.0	23.6	21.7	25.0	-	-	-
すぐ辞められるから	13.3	14.2	7.8	6.1	5.6	3.7	6.1	-	-

(注1)出典 厚生労働省 パートタイム労働者総合実態調査

(注2)出典 厚生労働省 平成11年就業形態の多様化に関する総合実態調査報告 数字は「現在の就業形態に就いた理由(複数回答)」/パート等労働者割合

(注3)数字について

・パートタイム労働者総合実態調査では、「パート等を選んだ理由(複数回答)別パート等労働者割合」

(ゴチック体数字)、「パート労働者の働いている理由」(その他数字)

・就業形態の多様化に関する総合実態調査報告では、「現在の就業形態についての理由(複数回答)パート等労働者割合」。

・いずれも女性のみの数字

・-は該当する質問がないことを表す。

(パートタイマーの定義)

・パート:正社員以外の労働者で、名称に関わらず1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者

・その他:正社員以外の労働者で、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者

・Aパート:正社員以外の労働者で名称に関わらず1日の所定労働時間が正社員よりも短い、または、1日の所定労働時間が正社員と同じでも、1週の所定労働日数が正社員よりも少ない労働者。出稼ぎ・季節労働者を除く。

・Bパート:正社員以外の労働者で、所定労働時間が正社員とほぼ同じ労働者。出稼ぎ・季節労働者を除く。

・短時間のパートタイマー:いわゆる正社員(雇用している労働者のうち特に雇用期間を定めていないもの)と1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、または定めがないもの。

・その他のパートタイマー:いわゆる正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じ者。雇用期間は1ヶ月を超えるかまたは、定めのないもので、パートタイマーその他これに類する名称で呼ぶ者。

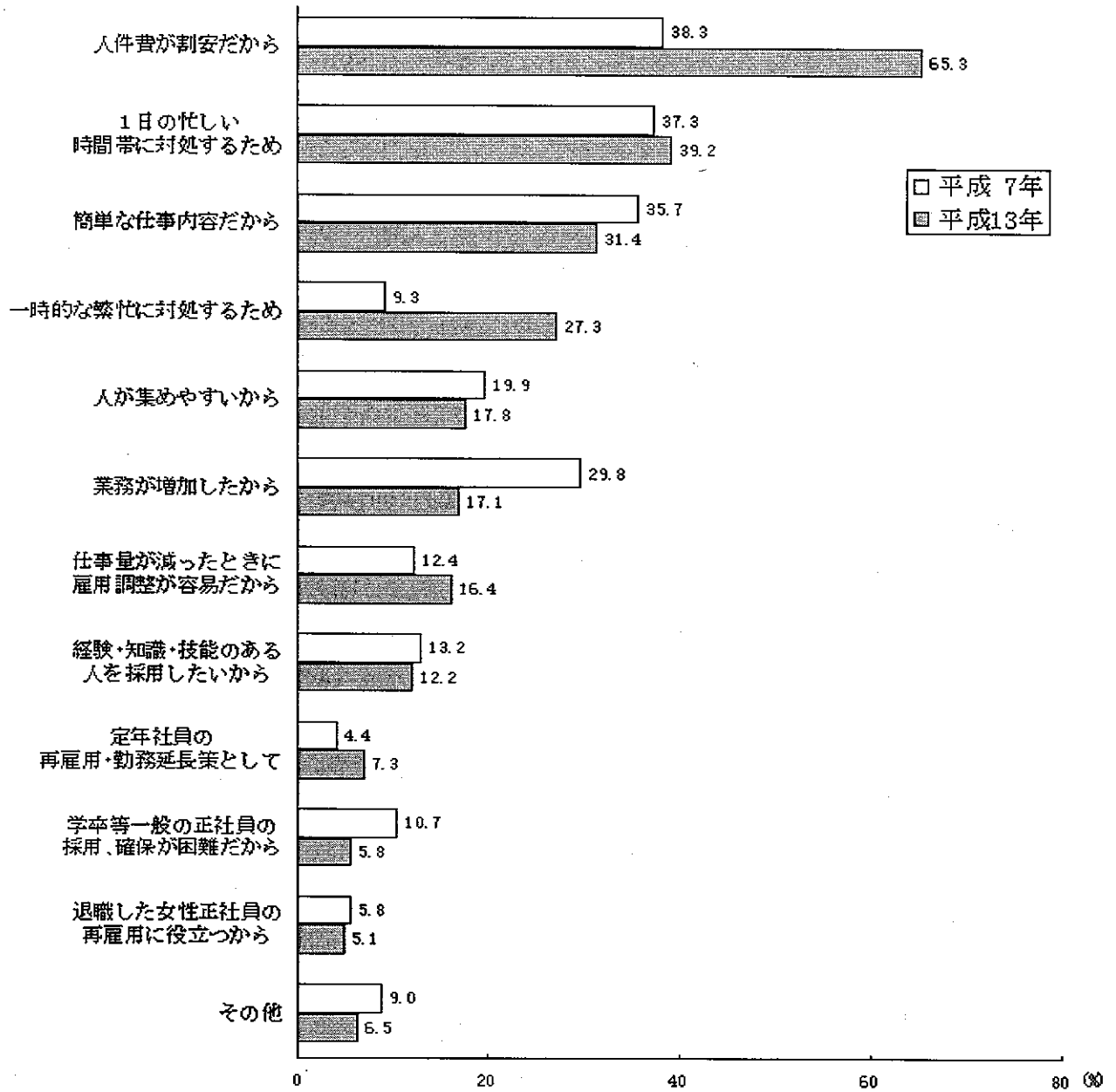
・パートタイマー:正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者。雇用期間の定めの有無は問わない。

図表 15-2 女性のパートタイム労働者が非正社員を希望した動機  
(%)

	自ら進んで非正社員になった		正社員として働きたかったが、希望にあう勤務先がなく、やむを得ず非正社員になった	どっちでもよかった
		育児・家事・介護がなかったら正社員を希望したもの		
24歳以下	33.2	15.8	49.2	18.6
25～29歳	49.6	28.6	31.0	19.5
30～34歳	68.1	55.6	24.7	7.1
35～39歳	68.5	47.5	21.3	10.1
40～44歳	71.8	49.7	19.7	8.5
45～49歳	65.2	34.1	25.8	9.1
50～59歳	56.4	35.1	31.1	12.5
60歳以上	25.9	57.1	37.0	37.0
年齢計	61.6	42.2	26.8	11.6

資料出所：21世紀職業財団「多様な就労形態のあり方に関する調査」（平成13年）  
注）女性のパートタイム労働者は厚生労働省雇用均等政策課で再集計

図表15-3 「パート」の雇用理由別事業所数割合(複数回答)  
 (「パート」を雇用している事業所=100)



(出典)  
 厚生労働省 平成13年 パートタイム労働者総合実態調査報告